

○外務省

・政府開発援助の効果の発現について(外務大臣宛て)

(令和3年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

外務省は、次のような処置を講じていた。

ア 小学校改修計画における事態を踏まえて、令和5年3月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草の根無償」)で人口減少が著しい地域に所在する小学校の改修工事等を行う事業を実施するに当たり、完了検査等により事業計画における児童数を下回っていたり、事業開始前よりも児童数が減少していたりなどしていることを認識した場合、事業完了後も引き続き利用状況等を確認することとした。

イ 給水システム整備計画については、事業実施機関に対して、水量を回復できていない原因を究明させるなどして整備された給水システムが有効に活用されるよう働きかけを行った。その結果、事業実施機関は原因を水道管に盗水管が接続されていたことなどと特定して盗水管を取り外すなどの工事を行ったり、飲み水に適した安全なものではないとされていた水源から取水している既存の給水システムに接続した給水スタンドについて、取水槽等の洗浄、薬品の投入等を行ったりすることにより、飲み水に適した安全な水質で水量が確保できるようにしていた。また、5年3月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根無償で給水スタンドを複数設置する事業を実施するに当たり、多くの給水スタンドから水が出ていないなどの報告を受けるなどしてその状況を認識した場合、事業実施機関に報告させるなどして個々の給水状況を確認し、事業実施機関に対して、整備された給水施設が十分に活用されるように原因究明を行わせるなどの働きかけを行うとともに、事業実施機関が行う対策について、適切に報告させるなどしてその内容を把握することとした。

一方、同省は、アの児童減少により閉校となった小学校について、事業実施機関に対して働きかけを行ったところ、事業実施機関は地域の主要産業である農業関連の研修施設としての活用に向けた取組を開始したとしており、引き続き有効活用されるよう働きかけを行うこととしている。

○文部科学省

・家庭学習のための通信機器整備支援事業により整備したモバイルWi-Fiルータ等の使用状況について(文部科学大臣宛て)

(令和3年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

文部科学省は、次のような処置を講じていた。

ア ルータの家庭学習における使用が低調となっている理由について、事業主体に対して調査を実施して確認させた上で、これを踏まえ、家庭学習における使用を促進するための方策等について検討し、ルータを放課後子ども教室で使用するなどの検討結果について令和5年2月に事務連絡を発して、事業主体に周知した。

イ ルータの家庭学習以外での有効活用を図るための用途や方法について、事業主体に対して調査した上で検討し、その結果を踏まえ、アの事務連絡において、校外における教育活動で活用するなどの参考となる事例を紹介するなどして、適切な活用方法を事業主体に周知した。

○厚生労働省

・国民健康保険の保険基盤安定負担金の交付額について(厚生労働大臣宛て)

(令和2年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

- ア 12市町のうち、返還の必要がないと判明した1市を除いた11市町に対して、令和4年3月に返還を求めた。また、84市町村に対して、市町村が保有している各種資料に基づき適切に保険基盤安定負担金の交付額を算定させ、過大に交付されていたと認められる負担金相当額があった41市町村のうち、34市町村に対して過大に交付されていたと認められる負担金相当額について、同月に返還を求めた。そして、残りの7市町に対して過大に交付されていたと認められる負担金相当額について、5年3月までに返還を求めた。
- イ 3年12月に、同省が都道府県及び市町村との間で運用しているポータルサイトに通知を掲載することにより、繰入金額及び負担金の交付額の算定に当たり、これらに用いる負担金繰入金額算出基礎表を作成するために必要なデータを抽出する時点等の抽出条件について、市町村に対して周知徹底した。
- ウ イの通知により、負担金の事業実績報告書の審査並びに繰入金額及び負担金の交付額の算定に当たり、一般被保険者について算定した均等割額の総額が一般被保険者数に均等割額を乗じて得られる額と一致しているかなどの具体的な確認方法を示すことにより、適正な繰入金額に基づき負担金の交付額が算定されているかを確認することについて、都道府県及び市町村に対して周知した。
- エ イの通知により、負担金の交付額を再度算定する場合に必要となる世帯数等のデータを交付決定の条件に従って適切に整理し、保管することについて、市町村に対して周知した。

・障害児通所支援事業所における児童指導員等加配加算の算定について(厚生労働大臣宛て)

(令和3年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

厚生労働省(令和5年4月1日以降はこども家庭庁)は、次のような処置を講じていた。

- ア 児童指導員等加配加算の額が過大に算定されていた96指定障害児通所支援事業者等(指定障害児通所支援事業者等を「事業者」)の119事業所のうち返還手続が未済であった92事業者の115事業所については、このうち31事業者の32事業所に対して、5年6月までに、7県及び7市を通じて、適正な額の算定を行わせた上で、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続を行わせた。
- イ 5年3月に都道府県、政令指定都市、中核市又は児童相談所を設置する市等(以下「都道府県等」)に対して、事務連絡を発し、「障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」に記載するなどの方法により児童発達支援管理責任者(以下「管理責任者」)を配置していない期間は児童指導員等加配加算を算定できること(以下「児童指導員等加配加算の要件」)について周知徹底するとともに、管理責任者の配置についての記載欄を設けた児童指導員等加配加算の算定に必要な児童指導員等の人数を満たしているかを確認できる届出の様式を示した上で、児童指導員等加配加算の算定に必要となる従業者を確認する際に事業所における管理責任者の配置状況を確認するよう周知した。
- ウ イの事務連絡により、事業者に対して、都道府県等を通じて、イと同様に、児童指導員等加配加算の要件について周知徹底するとともに、児童指導員等加配加算の算定に必要となる従業者を確認する際に事業所における管理責任者の配置状況を確認するよう周知した。
- 一方、同庁は、返還手続が未済であった92事業者の115事業所のうち返還手続を行わせた31事業者の32事業所を除く残りの61事業者の83事業所に対して、今後、5都県及び7市区を通じて、適正な額の算定を行わせた上で、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続を行わせることとしている。

・雇用調整助成金等及び休業支援金等の支給に関する事後確認の実施について(厚生労働大臣宛て)

(令和3年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

ア ①厚生労働本省において、支給データから雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金(これらを「雇用調整助成金等」)並びに新型コロナウイルス感染症対応休業支援金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援給付金(これらを「休業支援金等」)が重複して支給されている(このことを「重複支給」)可能性のある労働者を抽出したリストを四半期ごとに作成の上、都道府県労働局(以下「労働局」)において当該リストを基に重複支給の有無について調査を行うこととした。②重複支給が判明した場合は、事業主や労働者において重複支給とは別に同様の態様等にも留意して調査することとした。

また、既に重複支給が確認された199事業主に雇用されていた437労働者の休業から、事業主の破産手続が完了しているなどして返還させる措置を講ずることが困難であったり、事実関係を特定した結果、返還させる必要がないことが判明したりした14事業主に雇用された27労働者の休業を除いたもののうち、173事業主に雇用された378労働者の休業について、令和5年6月までに、事実関係を特定して返還させる措置を講じた。

イ 同本省において、支給データから休業支援金等について同一月の休業を対象として再度の支給申請が行われて二重に支給されている(このことを「二重支給」)可能性のある労働者を抽出したリストを四半期ごとに作成の上、労働局において当該リストを基に二重支給の有無について調査を行うこととした。

また、既に二重支給が確認された164事業主に雇用されていた185労働者から、労働者が死亡しているなどして返還させる措置を講ずることが困難であったり、不適正な支給額を特定した結果、返還させる支給額が生じないことが判明したりした20事業主に雇用された20労働者を除いたもののうち、132事業主に雇用された145労働者について、5年6月までに、不適正な支給額を特定して返還させる措置を講じた。

ウ 雇用調整助成金等の支給を受けた事業主の事業所を訪問して行う調査(以下「実地調査」)の対象とする事業主の選定に当たり、同本省において、不正受給のリスクが相対的に高いと思料される事業主の要件を設定し、労働局において、必要に応じて労働局が有する知見等により要件を加えた上で、これらの要件に該当する数が多い事業主から順に調査可能な事業主数の範囲内で実地調査の対象リストに掲載することとした。そして、労働局において、優先度に基づいて、当該リストに掲載した事業主の実地調査を行うこととした。

一方、厚生労働省は、アの既に重複支給が確認されたもののうち、事実関係の特定に至っていない19事業主に雇用された35労働者の休業について^(注1)、また、イの既に二重支給が確認されたもののうち、不適正な支給額の特定に至っていない19事業主に雇用された20労働者については、今後事実関係等を特定して返還させる措置を講ずることとしている。

(注1) 複数の事態に該当する事業主及び労働者があるため、アに記載した事業主数又は労働者数とこれらの数を合計しても、既に重複支給が確認された休業に係る事業主数(199事業主)や労働者数(437労働者)とは一致しない。

(注2) 複数の事態に該当する事業主があるため、イに記載した事業主数とこの数を合計しても、既に二重支給が確認された事業主数(164事業主)とは一致しない。

・雇用調整助成金に係る支給額の算定方法について(厚生労働大臣宛て)

(令和3年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

厚生労働省は、令和5年9月に雇用調整助成金に係る支給要領を改正し、雇用調整助成金に係る支給額の算定に当たってその支給額が事業主が支払った休業又は教育訓練(以下「休業等」)に係る賃金の額(以下「休業手当」)の支払額を上回る額を生じさせないように、事業主が実際に支払った休業手当の総額に助成率を乗じて得た額を基に支給額を算定する方法に改めて、休業等を行った期間の初日が6年1月1日以降のものから適用することとする処置を講じていた。

・生活保護業務における情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会の実施状況について(厚生労働大臣宛て)

(令和3年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

厚生労働省は、次のような処置を講じていた。^(注1)

ア 令和5年3月に事務連絡を発して、情報連携通知等を内容に基づいて分類したり、情報連携に関する留意点を質疑応答形式でまとめたりして、情報連携通知等の内容を理解しやすく整理した上で、事業主体に対して改めて周知した。

(注1) 情報連携通知 情報提供ネットワークシステム(以下「情報提供NWS」)を通じて、行政手続に必要な情報をやり取りすること(以下「情報連携」)により、省略可能な書類があつたり、生活保護法第29条に基づく調査に要する時間が縮減されたりするなど、事業主体において業務上の利点があること、情報連携を行うには、業務フローの確認及び見直しの必要性があることなどを示した多数の通知をいう。

イ アの事務連絡により、事業主体における情報照会の実施状況の把握や、情報照会に係る研修を実施するなどの支援を行うよう都道府県等に対して改めて周知した。^(注2)

(注2) 情報照会 情報提供NWSを通じて、他の機関に対して当該機関の保有する情報の提供を求めることがいう。

・施設整備補助金により社会福祉施設等に整備した非常用設備等の耐震性の確保の状況について(厚生労働大臣宛て)

(令和3年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

ア 令和4年11月及び12月に都道府県等に対して事務連絡を発出して、事業主体が地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び社会福祉施設等施設整備費補助金(これらを「施設整備補助金」)により整備する非常用自家発電設備及び受水槽等の給水設備(これらを「非常用設備等」)が地震時に転倒することなどがないよう耐震性を確保する必要があることを周知するとともに、施設整備補助金の事前協議等に当たって、当該非常用設備等の耐震性の確保の必要性、及び耐震性が確保されていることが分かる資料を整備しておくことが必要であることを事業主体に周知するなど、耐震性が確保されているか確認するに当たっての留意点等を示した。

イ アの事務連絡により、都道府県等に対して、非常用設備等の耐震性の確保に係る項目を加えた事前協議等に用いるチェックリスト等を示すことにより、地方厚生(支)局において都道府県等が確認した内容を基に審査できるようにした。

○農林水産省

・政府所有米穀の販売等業務委託契約のメッシュチェック荷役経費の単価の算定について(農林水産大臣宛て)

(令和2年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

農林水産省は、令和3年4月から4年10月までの間に、米穀を二重の網に通し、網の上でカビ状異物を確認する(以下「メッシュチェック荷役」)経費の単価を算定するに当たり必要なメッシュチェック荷役の作業実態の調査を実施し、その結果を踏まえて、5年6月に、倉庫業者ごとに算定した1t当たりの処理に要する作業人員・時間等の平均値を、米穀の種類等ごとの処理数量により加重平均した上で、必要な調整を行うなどしてメッシュチェック荷役の作業実態に見合った単価を算定する方法を明確に定めるとともに、5年度の契約から当該算定方法に基づいて単価を設定することにより委託費の節減を図る処置を講じていた。

・高収益作物次期作支援交付金事業の実施について(農林水産大臣宛て)

(令和3年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

農林水産省は、次のような処置を講じていた。

ア 37事業実施主体のうち36事業実施主体に対して、過大に交付されるなどしていた同省が定める取組を実施する農業者に対する交付金(以下「取組交付金」)に係る高収益作物次期作支援交付金(以下「高収益交付金」)を速やかに返還するよう求めた。

イ 令和5年1月に事務連絡を発出し、高収益交付金の交付を受けた事業実施主体に対して、過大交付等の事例や誤りを生じやすいポイントについて周知し、必要と認められる場合には取組交付金の交付額が適正であるか再確認(以下「事後確認」)を行うよう促した。そして、当該事後確認の結果を報告させるとともに、取組交付金が過大に交付されるなどしていたと認められた事業実施主体に対してこれに係る高収益交付金を速やかに返還するよう求めた。

ウ 突発的、緊急的な事態に対応した補助金、交付金等の交付等に際して、必要に応じて事業実施主体に対して事後確認を行わせることができるようするために、要綱において必要な事項を規定することを検討した。そして、5年7月に補助金等交付等要綱審査マニュアルを整備し、上記要綱の審査時に、必要な事項が規定されているかを確認することとした。

一方、同省は、アの過大に交付されていた取組交付金に係る高収益交付金の交付を受けた1事業実施主体に対して、引き続き、速やかに返還するよう求めることとしている。

・過剰木材在庫利用緊急対策事業の実施について(林野庁長官宛て)

(令和3年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

林野庁は、次のような処置を講じていた。

ア 令和4年度のJAS構造材等の消費拡大に向けた普及・実証の取組等に対して助成を行う実証支援事業等(以下「実証支援事業」)の実施に当たり講じた措置の状況を踏まえ、今後実証支援事業を含めて過剰木材在庫利用緊急対策事業(以下「対策事業」)と同様に他に国からの助成を受けていないことを要件とする事業(以下「同様の要件を規定する事業」)を実施する場合には、地方公共団体等に照会するなどして地方公共団体の補助金等の財源に国庫補助金等が含まれていないことを確認した資料を事業主体から事業実施主体に提出させ、更に事業実施主体が地方公共団体等に確認する仕組みを構築した。そして、5年度の実証支援事業については、5年3月に事業実施主体である一般社団法人全国木材組合連合会に対して通知を発出して、当該構築した仕組みを規程に反映させた。また、同様の要件を規定する事業については、地方公共団体の補助金等の財源として国庫補

助金等が含まれていないことを確認するよう事業実施主体に対して適切な説明を行うこととともに、当該構築した仕組みを規程に反映させるよう指導することとし、5年3月に同庁内の各課に周知した。

イ 今後木材製品の利用促進を支援する事業を実施する場合に備えて、対策事業における事業要件等について検証を行い、木材製品の利用促進のために対策事業において工務店等に交付する助成金の交付が効率的に行われるためには、実施要領等において、建築確認申請、工事請負契約等の木材を利用するため必要な申請や契約が対策事業の公募要領の公表日以降に行われたことを事業要件とする必要があったとする検証結果を取りまとめた。そして、制度設計において当該検証結果を踏まえた事業要件を設定するよう、5年7月に同庁内の各課に周知した。

・林業・木材産業改善資金貸付事業の運営について(林野庁長官宛て)

(令和3年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

林野庁は、次のような処置を講じていた。

ア 令和4年11月に都道府県に対して通知を発して、適切な貸付需要に基づいて貸付事業計画に記載する貸付見込額(以下「貸付計画額」)及び自主納付の検討対象とすべき額(以下「自主納付検討額」)を算定するよう周知徹底するとともに、都道府県に対する説明会やブロック会議において、当該通知に基づいて貸付計画額及び自主納付検討額を算定するよう指導を徹底した。

イ アの通知により、自主納付の考え方に関する通知で示されている算定方法と異なる独自の算定方法による貸付計画額及び自主納付検討額並びに自主納付検討額を基に決定した自主納付の予定額の内容について都道府県から根拠資料を提出させたり、これらの算定結果について、資金造成総額、実績報告書に記載された貸付実績の金額等と比較したりなどするとともに、上記の内容及び算定結果の妥当性をチェックシートにより検証した上で、疑義があるものについては再検討を求め、必要に応じてヒアリングを行うこととするなど十分に確認を行う体制を整備した。

・農業農村整備事業等における公共測量の手続の実施について(農林水産大臣宛て)

(令和3年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

農林水産省は、令和5年3月に地方農政局等に通知等を発して、公共測量を計画する事業主体(以下「測量計画機関」)が測量を実施する場合には、公共測量の意義や手続について十分に確認するなどして、公共測量に該当する測量について計画書及び測量成果を国土地理院に提出するなどの公共測量の手続を適切に行いうよう、地方農政局等の測量計画機関に対して指導するとともに、地方農政局等を通じるなどして都道府県、市町村等の測量計画機関に対して助言を行う処置を講じていた。そして、同年5月に全ての地方農政局等及び都道府県の担当者を対象とした会議を開催するなどして、上記の通知等に基づき公共測量の手續を適切に行いうよう、指導又は助言を行う処置を講じていた。

・国営更新事業に係る附帯施設の機能保全計画の策定状況等の把握等について(農林水産大臣宛て)

(令和3年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

農林水産省は、次のような処置を講じていた。

ア 令和5年4月に発出した農政局等に対する通知により、把握様式を変更して附帯施設に係る機能保全計画の策定状況を把握するための項目を設けるとともに、附帯施設であることを確認できる項目及び附帯施設の劣化の状況が最適コスト範囲内であることについて都道府県等が確認していることを把握するための項目を設けた。

イ 5年2月に農政局等に対して通知を発出するなどして、変更後の把握様式に基づき、附帯施設の

機能保全計画の策定状況を把握するとともに、策定していない場合は、都道府県等に対して必要に応じて助言を行うことを周知徹底した。また、附帯施設の劣化の状況が最適コスト範囲内であることについて都道府県等が確認していることを把握するとともに、確認していない場合は、都道府県等に対して必要に応じて助言を行うことを周知徹底した。

ウ アの通知により、都道府県等に対して、農政局等を通じるなどして、附帯施設の機能保全計画の策定時期の目安を示すとともに、機能保全計画を策定することの目的やこれに基づき対策工事を行うことの必要性について周知徹底した。

○経済産業省

・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が管理している取戻しが見込まれない鉱害賠償積立金の取扱いについて(資源エネルギー庁長官宛て)

(令和3年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

資源エネルギー庁は、次のような処置を講じていた。

同庁は、今後も無資力鉱区に係る賠償義務者からの取戻しが見込まれない鉱害賠償積立金(以下「権利放棄等積立金」)の活用について、現行の制度において独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(令和4年11月14日以降は独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構)が任意で国庫納付することが可能であることを確認し、機構において国庫へ納付する額を算定して同庁に報告することを検討するよう、5年6月に機構に対して文書を発する処置を講じていた。そして、機構は、同庁が発した文書を踏まえて検討し、同年9月に権利放棄等積立金相当額15億4847万円を国庫に納付した。

○国土交通省

・国管理空港の土地等に係る行政財産の使用料の算定について(国土交通大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

国土交通省は、次のような処置を講じていた。

ア 令和元年度に駐車場事業に供されている国管理空港の土地等に係る行政財産の使用許可(使用許可を行う者を「使用許可者」)において、2年3月に元年度に係る使用料の改定を行って、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めて駐車場事業から生ずる純収益を算出して使用料を算定していた18件について、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めないこととした。

イ 不動産鑑定評価会社(以下「鑑定会社」)等に使用料に関する調査(以下「使用料調査」)を委託する際の仕様書において、駐車場事業から生ずる純収益を算出するに当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めないことを明記するとともに、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含まない営業損益等に関する資料を当該鑑定会社等に交付することとした。そして、上記を踏まえて元年12月に使用料調査を委託した。

ウ 旅客ターミナルビル事業、貨物ターミナルビル事業及び駐車場事業(以下「3事業」)から生ずる純収益の使用許可者への配分率(使用許可者に配分する純収益の割合)の算出方法について、2年1月、使用許可者及び使用許可を受けて駐車場等の施設を運営する者(以下「事業者」)の建物等に帰属する純収益(以下「建物等帰属純収益」)を比較可能な方法により算出するために、不動産鑑定士等により構成される有識者委員会を新たに設け、同年3月に同委員会から提言を受けるなどして検討し、建物等の取得価格を用いて使用許可者及び事業者双方の建物等帰属純収益を算出することとした。そして、5年7月に使用料調査を鑑定会社等に委託する際の仕様書に上記の算出方法を明記した。

エ 東京、大阪両航空局(これらを「地方航空局」)が使用料の変動率を求める調査を鑑定会社等に委託する際に、イと同様の取扱いとなるよう駐車場事業から生ずる純収益を算出するに当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めないことを仕様書に明記す

るとともに、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含まない営業損益等に関する資料を鑑定会社等に交付するよう、2年6月に地方航空局に通知した。また、ウと同様の取扱いとなるよう3事業から生ずる純収益の使用許可者への配分率の算出方法について、建物等の取得価格を用いて使用許可者及び事業者双方の建物等帰属純収益を算出することを仕様書に明記するよう、5年7月に地方航空局に通知した。

・ Go To トラベル事業における取消料対応費用等の支払について(観光庁長官宛て)

(令和3年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

観光庁は、令和5年5月までに次のような処置を講じていた。

- ア 予約記録等に記載された実際の取消日が取扱要領に定める対象期間に該当しないなど支払要件を満たしていないのに取消料対応費用等が支払われている事態について、ツーリズム産業共同提案書(以下「事務局」)に対して、改めて支払対象とならない取消料対応費用等を算出させ、これを旅行業者から返還させた上で、事務局に支払う委託費から過大となっていた取消料対応費用等に相当する委託費を減額することにより、国庫に返還させた。
- イ 予約リストの記載内容上、支払要件を満たしていないなどしているのに取消料対応費用が支払われている事態について、事務局に対して、予約記録等に基づき実際の予約の内容が支払要件を満たすなどしていることが確認されたものを除き、アと同様の方法等により、国庫に返還させた。
- ウ 事務局に対して、効率的な確認方法等を検討させた上で、これまでの事後審査の結果や本院の検査結果を踏まえて、申請内容に疑義がある予約を抽出するなど、事後審査の対象範囲を拡充して、取消料対応費用等の支払対象とならないものがないか確認を行うよう指示し、支払対象とならないものについては、アと同様の方法等により、国庫に返還させた。

・ 空き家対策事業における空き家等の除却等について(国土交通大臣宛て)

(令和3年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

国土交通省は、次のような処置を講じていた。

- ア 令和5年4月までに、不良住宅の要件を満たしていないものを不良住宅として除却していたものに補助金等が交付されていた市町に対して、補助金等の返還の措置を執った。
- イ 5年3月に通知を発するなどして、都道府県を通じるなどして市区町村に対して、不良住宅の除却に当たっては、主として居住の用に供される建築物等であることを確認すること、及び住宅の不良度の測定に当たっては測定表の評定項目に基づいた方法により行うことについて周知徹底した。
- ウ イの通知等により、市区町村に対して、跡地の公益的利用が行われていないものについては、速やかに所有者等と協議の上、跡地の公益的利用についての同意等を得ることなどに努めることについて周知徹底した。
- エ 4年11月から12月にかけて、空き家住宅等を除却した跡地の利用等に関する調査を行い、その結果を踏まえて、5年3月に、同省が定めている空き家対策事業の要綱を改正して、事業の実施前に所有者等から跡地の公益的利用についての同意を書面等で得ることなどを空き家対策事業の補助の要件として定めた。そして、イの通知等により、市区町村に対して、市区町村の補助金の交付要綱等においても、跡地の公益的利用の目的、必要期間、事業の実施前に所有者等から跡地の公益的利用についての同意を書面等で得ることなどを定めて、事業の実施前に市区町村が所有者等に跡地の公益的利用の必要性等を十分に説明するなどするよう周知徹底した。
- オ エのとおり、調査を行い、その結果を踏まえて、空き家対策事業の要綱を改正して、跡地の公益的利用の用途等を周辺住民等に周知することを空き家対策事業の補助の要件として定めた。そ

して、イの通知等により、市区町村に対して、空き家住宅等を除却した跡地について、事業の実施後に跡地の公益的利用の用途等を周辺住民等に周知すること、及び跡地の公益的利用の状況を確認することにより跡地が実際に地域活性化に資するものとなっているか把握することの必要性について周知徹底した。

○防衛省

・防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について(防衛大臣宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

防衛省は、平成24年度から27年度までに、航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害(以下「テレビ聴取障害」)の定義付けや自衛隊又は我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が使用する飛行場等周辺地域のうち指定する区域(以下「補助対象区域」)の指定に当たり勘案することとなっている各種要件(以下「指定基準」)の見直しなどを検討した上で学識経験者により構成された検討委員会を開催して検証を行い、その検証結果がテレビ聴取障害の現地の実態を反映したものとなっているかを確認するための調査等を実施して、検討委員会において調査結果を指定基準に反映するための最終的な検証を行い、28年度にはこれらを踏まえて航空機騒音の実態を反映させた指定基準の改正の方向性を取りまとめた。

29年度には地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について検討を行うとともに、別途実施している住宅防音工事が完了した世帯は30年8月31日をもって防衛施設周辺放送受信事業(以下「放送受信事業」)の補助の対象としないこととするなど、放送受信事業の一部見直しについて地元関係者に対して説明を行うなどし、30年度には上記の住宅防音工事が完了した世帯等に係る放送受信事業の一部見直しについて通達の改正等を行った。令和元年度には、上記放送受信事業の一部見直しについて継続して必要な周知を行うとともに、放送受信事業の一部見直し後の状況を踏まえつつ、地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について検討を行った。2年度及び3年度には、新型コロナウイルス感染症対策の動向も踏まえつつ、地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について引き続き検討を行った。

そして、4年度には指定基準の改正の方向性を踏まえるなどして指定基準案を作成し、5年5月に地元関係者に説明を行い、同年6月に航空機騒音の実態の変化を適切に反映させられるよう新たな指定基準を定めた通達を各地方防衛局等に発出して周知するなどの処置を講じていた。

今後、本院としては、新たな指定基準による補助対象区域の見直しの状況について注視していくこととする。

○内閣府(内閣府本府)、総務省

・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による商品券等の配布事業等の実施及び効果検証の実施等について(内閣総理大臣及び総務大臣宛て)

(令和3年度決算検査報告掲記：36条 意見表示及び処置要求事項)

内閣府及び総務省は、次のような処置を講じていた。

ア 同府は、令和4年11月に地方公共団体に対して事務連絡を発し、商品券等の配布事業について、商品券等の使用実績を把握するなどした上で、事業者等との間で商品券等の換金額によって精算するなどして使用期限経過後の商品券等に係る未換金相当額が事務委託等した事業者等に滞留することがないようにするなどの取扱いを定めて周知した。

イ 同府は、アの事務連絡により、繰上償還が行われた場合に信用保証料の補助等事業に係る信用保証料等の過払い分の返金等(以下「過払分返金」)が地方公共団体に生ずる場合があることを周知するとともに、過払分返金が生じた場合には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付

- 金(以下「コロナ交付金」)を国庫に返還するなどの取扱いを定め、適切に対応するよう周知した。
- ウ 同省は、4年11月に地方公共団体に対して事務連絡を発するなどし、信用保証料の補助等事業に係る過払分返金について、既に生じた過払分返金額等及び今後生ずる過払分返金額等の状況を把握して、把握した過払分返金額等について、補助対象事業費から除くなどして実績報告を行うとともに、コロナ交付金の額の確定後においてもコロナ交付金を国庫に返還する必要がないか確認した報告書を定期的に提出することとして、コロナ交付金を国庫に返還する仕組みを整備して、適切に処理するよう周知した。
- エ 同府は、アの事務連絡及び4年12月に発した事務連絡により、水道料金等の減免事業について、国又は地方公共団体により管理等が行われている施設(以下「公的機関」)を減免対象とすることはコロナ交付金の性質になじまないとする留意事項を示した。また、今後、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に水道料金等の減免事業を掲げる場合は、公的機関を対象に含まない旨を記載されることとし、その旨を周知した。
- オ 同府は、アの事務連絡により、地方公共団体が、国の補助金等の交付を受けていることを要件として独自の補助金等を交付するなどの事業を実施する際に、地方公共団体が国の補助金等の交付状況を国に確認することについての同意を交付対象者本人から得るなどして、当該交付状況に係る情報を利用するなどして当該補助金等の交付の適正性を確認する体制を整備するよう周知した。
- カ 同府は、効果の測定(以下「効果検証」)の方法を地方公共団体に対して周知する方策を検討し、アの事務連絡により、地方公共団体において、効果検証の実施状況について、同府が示した調査結果及び公表事例も参照し、公表事例における効果検証の手法も参考とした上で、適切な方法により、速やかに効果検証を実施して検証結果を公表するよう周知した。
- 今後、本院としては、過払分返金が生ずることなどに伴うコロナ交付金の国庫への返還の状況について注視していくこととする。

○国立研究開発法人国立環境研究所

・子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)における生化学検査等の業務に係る契約について(国立研究開発法人国立環境研究所理事長宛て)

(令和3年度決算検査報告掲記:34条 処置要求事項)

- 国立研究開発法人国立環境研究所は、次のような処置を講じていた。
- ア 令和5年1月に、実際の業務の実績を適切に反映した経済的な支払が可能となるよう「物品購入・役務等契約マニュアル」を改訂し、契約変更を行う場合の基準や業務費の単価の設定方法等を定めるとともに、これを関係部局に周知徹底した。
- イ 5年5月までに、監督職員に任命されることが想定される要求部局の職員に対して、仕様書に記載されていない業務を新たに請負者に行わせる場合には契約変更を行う必要があることについて研修を行った。また、今後においても、同様の研修を継続して実施していくこととした。

○経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構

・特定地域中小企業特別資金事業に係る貸付金の規模について(中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て)

(令和3年度決算検査報告掲記:36条 処置要求事項)

- 中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構は、次のような処置を講じていた。
- ア 同庁及び機構は、福島県が公益財団法人福島県産業振興センターに対して貸し付けている資金(以下「県貸付金」)の規模の見直しについて福島県と具体的な手順を協議するなどした上で、機構

において、イの改正した「原子力発電所事故に伴う「特定地域中小企業特別資金」事業に係る福島県に対する資金の貸付けに関する準則」(以下「準則」)に基づき、令和5年6月に福島県に対して県貸付金の適正な規模を確認するための調査を行うよう求めた。

イ 同庁及び機構は、県貸付金の規模の今後の見直しについて福島県と協議するなどした上で、機構において、5年6月に準則を改正して、移転中小企業者等(東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所等における事故により移転を余儀なくされている中小企業者等)に新規の貸付けを実施する期間の終了前にも福島県における県貸付金の必要額の検討が5年度ごとに行われたり、事業実績や制度をめぐる環境の変化等に応じて機構が福島県に対して県貸付金の適正な規模を確認するための調査を行うことを求めたりする規定を定めることにより、適時に見直しが行われるようにした。

一方、同庁及び機構は、引き続き、福島県に対して、アの調査結果を踏まえて県貸付金の規模の見直しを行い、使用見込みのない機構貸付金(機構が福島県に対して貸し付けている資金)の額を算出して償還するよう求めていくこととしている。

○独立行政法人住宅金融支援機構

・証券化支援事業における住宅ローン債権に係る融資対象住宅の融資後の状況の把握等について(独立行政法人住宅金融支援機構理事長宛て)

(令和3年度決算検査報告掲記：34条 処置要求・36条 意見表示事項)

独立行政法人住宅金融支援機構は、令和5年8月までに次のような処置を講じていた。

ア 金融機関から買い取るフラット35の債権(以下「買取債権」)が要件に適合していない56件の事態について、要件に適合していない事態を解消するために必要な対応を執るようフラット35の融資を受けている者(以下「借受者」)に求めた。これを受け、借受者において任意の繰上完済等の対応が執られ、また、借受者が必要な対応を執ることができない場合には全額繰上償還の請求を行うなどの必要な措置を講じた。

イ 買取債権に係る規程を改正して、買取債権について借受者が融資を受けて取得する住宅(以下「融資対象住宅」)に自ら居住せず第三者に居住用として賃貸(以下「第三者賃貸」)していたり、融資対象住宅の全部又は一部を店舗、事務所等として使用(以下「用途変更」)していたりするなどの有無等についての実態調査(以下「融資後状況調査」)を行うことを規定するとともに、融資後状況調査の具体的な方法等を定めた実施細則を制定した。そして、融資後状況調査を担当する職員を増員したり、融資後状況調査を効率的に実施するための方策を講じたりして、融資対象住宅の融資後の状況の把握等を適時適切に実施する体制を整備した。また、融資対象住宅のうち、主としてその居住の用に供する住宅以外の住宅(セカンドハウス)について、全ての買取債権を対象として融資後状況調査を実施することとし、上記の実施細則においてその特質を踏まえて借受者が自ら居住していることの確認、調査方法等を定めた。

ウ 借受者が融資後状況調査に応じない場合であっても、機構が把握した融資対象住宅に関する情報等に基づき、第三者賃貸や用途変更等の要件違反の有無を判断した上で、繰上償還の請求等の必要な措置を講ずることなどをイの実施細則に定めた。